

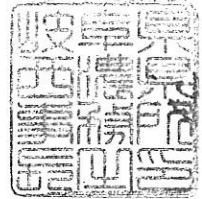
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県大垣市築捨町二丁目88番地の1

氏 名 昭和技研株式会社  
代表取締役 田中 禎一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長



許可の年月日 令和6年9月24日

許可の有効年月日 令和11年9月23日

## 1 事業の範囲

### (1) 中間処理 (破碎)

廃プラスチック類 (蛍光灯に限る。)、金属くず (蛍光灯に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (蛍光灯に限る。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

### (2) 中間処理 (減容)

廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) 種類 類: 減容施設 1

設置場所 岐阜県大垣市築捨町2丁目88番地1、88番2、88番3、88番4

設置年月日 平成16年6月24日

処理能力 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 8m<sup>3</sup>/日 (1m<sup>3</sup>/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### (2) 種類 類: 破碎施設

設置場所 岐阜県安八郡輪之内町楡俣401番1 外1筆

設置年月日 平成25年1月4日

処理能力:

廃プラスチック類 (蛍光灯に限る。)、金属くず (蛍光灯に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (蛍光灯に限る。)

2t/日 (0.25t/時間)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(3)種 類：減容施設2

設置場所：岐阜県安八郡輪之内町楡俣401番1 外1筆

設置年月日：平成26年2月24日

処理能力：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 24m<sup>3</sup>/日（3m<sup>3</sup>/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（新規）

平成19年 1月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成20年 7月 4日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成21年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成25年 2月 5日 産業廃棄物処分業許可（変更）

平成26年 3月18日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成26年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

令和 元年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

令和 6年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無